

札幌市森林整備事業補助金交付要綱

令和3年(2021年)5月12日建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市内の森林の健全な育成と資源の持続可能な活用を目指した森づくりを推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、その森林整備の費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林
- (2) 森林所有者 札幌市内に森林を所有する者。ただし、国、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第5号の規定による公共法人、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体を除く。
- (3) 間伐 森林の適正な密度管理、針広混交林の造成、伐採後の天然更新等を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積
- (4) 森林作業道整備 北海道森林作業道作設指針(平成23年3月31日森整第1219号)に適合する森林作業道の開設又は改良
- (5) 森林経営計画等 森林法第11条又は第19条に基づき認定された森林経営計画や森林経営管理法第35条第1項に基づき市が定める経営管理実施権配分計画
- (6) 年度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項の規定による会計年度

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に定める補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及びその内容、補助対象事業の申請者(以下「申請者」という。)、補助金の交付対象となる費用(以下「補助対象額」という。)及び補助金額の算定方法等補助条件は、別表1のとおりとする。

なお、補助対象事業は、補助金の交付申請を行う年度内に終了し、第7条に規定の期日までに事業実績報告を行うものとする。

2 札幌市又は北海道若しくは国の他の補助事業等(以下「他の事業」という。)により同様の補助金等が交付されている場合(予定含む)は、この要綱による補助金の対象としない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合はこの限りではない。

3 申請者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 国、法人税法第2条第1項第5号の規定による公共法人、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体でない者
- (2) 札幌市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者

4 申請者は、第1項の規定による交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して消費税等相当額報告書（様式7）とともに申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第4条 申請者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）、位置図及び写真のほか、別に定める書類を添えて、補助対象事業に着手する14日前までに市長に提出するものとする。

2 申請者による補助対象事業の着手は、原則として、第5条に定める補助金の交付の決定通知をもって行うことができるものとするが、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式2）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条第1項に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金額を決定し、補助金交付申請書の提出を受けてから14日以内に補助金交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知するものとする。ただし、交付申請の内容に疑義がある等の場合には、決定に14日以上を要することがある。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

3 当該申請者は、第1項の補助金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、適切に森林整備を行わなければならない。

（事業の変更又は中止）

第6条 申請者は、第4条の申請後又は前条の補助金交付決定通知書の通知後に事業内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに市長と協議し、その指示に従って補助金交付変更・中止申請書（様式4）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前条の補助金交付決定通知書の通知後に前項の申請書を受けたときは、交付決定の変更又は取り消しについて、補助金交付決定変更・中止承認（不承認）通知書（様式5）により、申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第7条 申請者は、補助対象事業が終了したときは、事業実績報告書（様式6）、位置図及び写真のほか、別に定める書類を添えて、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

2 申請者は、第3条第4項のただし書の規定により交付の申請を行い、前項の実績報告を行うに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助

金額から減額して消費税等相当額報告書（様式7）とともに報告しなければならない。

- 3 申請者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式7）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

- 第8条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で補助金額を確定し、補助金交付確定通知書（様式8）により、当該申請者に通知するとともに、確定した額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

- 第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助条件に違反したとき又は補助条件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき又は事業実績報告を行ったとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

- 2 前項の規定は、第8条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

- 第11条 申請者は、第9条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による率で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

- 第12条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額

とを相殺することができる。

(損失の負担)

第 13 条 天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担するものとする。

(立入調査等)

第 14 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項はみどりの管理担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。